

証券コード 4438

2021年3月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号

株式会社 Welby

代表取締役 比 木 武

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様の安全と健康を最優先に、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面による行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
ベルサール東京日本橋4階 Room C
3. 目的事項
報告事項 第10期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件
第2号議案 ストックオプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を取締役に委任する件

以 上

【ご来場される株主の皆様へ】

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
2. 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。
3. 本招集ご通知添付書類のうち、計算書類の個別注記表につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト (<https://welby.jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://welby.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止について】

1. 体温が高い方(目安として37.5℃以上の発熱のある方)や頻繁に咳をされる等体調が悪く見受けられる方につきましては、入場をお断りいたします。
2. 開会後に頻繁に咳き込む株主様、体調不良とお見受けされる株主様につきましても、ご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。
3. ご自身の体調をご確認の上、感染予防の配慮をお願い申し上げます。マスク着用、会場内でのアルコール消毒液による手指の消毒にご協力ください。
4. 株主総会の議事は、例年より時間短縮いたしますので、株主総会の目的事項(報告事項及び決議事項)に関連する質問以外は、ご遠慮ください。
5. 入場は、政府の基本的対応方針等に従い制限いたします。会場の座席は間隔を広げて設置いたしますので、例年に比べ座席数が大幅に制限されます。そのため入場をお断りする場合がありますこと、予めご了承ください。
6. 当社役員・スタッフがマスク着用の上、登壇・ご対応させていただきます。
7. 新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場が変更されたり、開催時刻が変更されることがあります。新型コロナウイルスの感染防止に向けた新たな対応やその他変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://welby.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合は、必ず当社ウェブサイト (<https://welby.jp/ir/meeting/>) をご確認いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、消費増税に伴う個人消費の弱さなどによる景気後退懸念に加え、米国通商政策の動向や地政学的なリスクに対する警戒感が高まり、加えて年初からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界各地への拡大は、企業収益及び雇用環境を含む社会経済に極めて深刻な損害を与えており、今後の景気動向が強く懸念されています。

当社については、主たる事業領域であるPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）関連業界において、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となり超高齢社会を迎える「2025年問題」を見据え、給付と負担のバランスを図りながら制度の持続可能性を確保するための医療制度改革が進む一方、高齢化に伴い慢性疾患罹患率が増加し、生活の中で生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まるなど医療に対するニーズの変化が着実に進みました。

加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、医療従事者の負担が増大し十分に患者のケアができない一方、医療機関のキャパシティのひっ迫や感染症のリスクにより患者の医療機関への通院等アクセスが困難となるなど医療をめぐる情勢が極めて緊迫する中、当社が進めるPHRサービスの意義がこうした社会的課題の解決策の一つとして社会的に強く認識されることとなりました。

このような事業環境下、当社は「Empower the Patients」を事業ミッションのもと、医療関係者をはじめ、大手の製薬メーカー、医療機器メーカー等とともに新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応なども含めたPHRプラットフォームサービスの普及に取り組みました。なお、2020年12月末時点で各アプリの合計ダウンロード数は約83万回に達しております。

疾患ソリューションサービスにおいては、スポンサードPHRについて製薬会社への提案活動を進め、アストラゼネカ株式会社との間で複数の疾患領域について治療サポートを行う戦略的パートナーシップを締結するなどしたほか、既存サービスからのランニング収益、改修改善のための追加受注などを着実に獲得しました。また、アステラス製薬株式会社と共同開発した過活動膀胱（OAB）患者向けサービスが国内のPHRサービスで初めて診療ガイドラインに掲載されるなどPHRサービスの認知度向上にも貢献しております。

オンコロジー領域においては、本プラットフォームサービス「WelbyマイカルテONC」を活用し、新たに中外製薬株式会社から、同社が販売する免疫チェックポイント阻害薬「テセントリク®」による治療を受けている乳がん患者向けの患者サポートプログラムの運営を受託するなど、プラットフォーム参画主体を拡大するための製薬会社等への提案活動の継続的な実施や、肺がん患者の治療管理を

サポートするPHRサービスのリリースを行いオンコロジー領域拡大のためのサービス提供を行いました。また、「WelbyマイカルテONC」の有用性を検証すべく、大学病院等と連携した乳がんや肺がんに関する臨床研究を推進するとともに、大手製薬会社スポンサーによる複数施設を対象とした臨床研究の実施も決定し、その準備を進めました。サービス普及の観点からは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴い、本サービスの利用が通院や主治医等とのコミュニケーションに支障をきたすがん患者と医療機関両方の利益となることを踏まえ、がん拠点病院などを中心に導入活動を推進するとともに、アフラック生命保険株式会社と協力し、同社のがん保険契約者への「WelbyマイカルテONC」の紹介を行うスキームを構築するなど、複合的な普及施策を展開しました。

臨床研究分野においては、株式会社インテージヘルスケアとの事業提携による成果として製薬会社等からの臨床研究案件を共同で受託し、運営も両社共同で推進しました。加えて、製薬会社のマーケティング、メディカルアフェアーズ向けに当社の保有する利用者やデータベースを活用した調査サービスの開発に着手しています。

一方、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延に伴う顧客側の意思決定の遅滞、受注リードタイムの長期化などによる受注遅れの影響がありました。また、「WelbyマイカルテONC」の機能追加が一部遅延したことにより一部案件受注に影響があったほか、臨床研究について、医療機関への受診自粛などの影響により臨床研究の取り組み自体が停滞したことにより受注活動への影響がありました。

これらの結果、疾患ソリューションサービスの売上高は、670,848千円と、前年同期と比べて46,780千円（7.5%）の増収となりました。

Welbyマイカルテサービスにおいては、広範な顧客網を有する有力なパートナー企業との協業を推進し、企業・健保組合向けに株式会社ベネフィット・ワンと、医療機関向けには株式会社スズケン、フクダ電子株式会社などと普及活動を行いました。また、PHRを利用した対面/オンライン診療等向け個人情報管理機能をリリースすることで、より一層診療の質的向上に寄与しております。Welbyマイカルテユーザーが登録したかかりつけ医療機関は2020年12月末時点で約20,600施設（無料利用施設を含み、重複を除く）となっています。

PHRサービスと他事業の協業の一環として、生命保険分野において業務提携関係になる大同生命保険株式会社と保険契約者の生活習慣の改善に向けた取り組みや新たな保険商品・サービスの開発などを目的としたWelbyマイカルテ利用者の生活習慣・重症化予防効果についての共同研究などを推進しました。また、オンラインショッピングサービス「Welbyマイカルテモール」を開始し、Welbyマイカルテを利用する2型糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病患者や予防・健康管理などで利用する方々を対象に、Welbyマイカルテとのデータ連携機能に対応する血圧計などの各種測定器を提供するほか、ミツカングループの株式会社ZENB JAPANの健康食品（ZENBシリーズ）の取り扱いを開始するなど、健康管理に関する様々な利用者のニーズにこたえるとともに、利用者基盤を活かした企業からの出店費や販売手数料を収益化する事業ベースを構築しました。

加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響下、企業が従業員の

体温、風邪の症状その他の健康状態を把握できる機能、及び医療機関が医療従事者の健康状態を把握できる機能を活用したリスクマネジメントツールとしてWelbyマイカルテを企業や医療機関向けに提供する取り組みを推進しました。また、デジタルデータとしてPHRに登録された患者の医療情報（バイタルサイン、検査値、服薬状況など）について、患者が希望する医療機関を対象に情報提供（開示）できる機能を活用し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で受診を控えている患者やその予備群に対しても、受診前の適切なコミュニケーションを促したり患者情報を補足したりする機能をアピールすることにより、Welbyマイカルテの医療機関、患者双方への普及を図りました。

一方で、Welbyマイカルテを活用した製薬会社や医療機器メーカー向けのDTC広告やデータ販売などについては、普及の進捗により情報資産の形成は進んだものの、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による顧客事情や営業の遅延により受注の獲得が進みませんでした。

これらの結果、Welbyマイカルテサービスの売上高は193,795千円と、前年同期と比べて19,346千円（11.1%）の増収となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は864,644千円（前年同期比8.3%増）となりました。

売上総利益については、主に疾患ソリューションサービスにおいて原価率が高い初期開発の割合が想定以上だったことや顧客案件の高度化及び多様化で要求されるセキュリティ基準対応に伴い、開発リードタイムが長期化したことなどにより前年同期と比べて売上総利益率は減少し、506,295千円（前年同期比18.2%減）となりました。

販売費及び一般管理費については、業容拡大に伴う人件費及び採用関連費の増加などの結果743,837千円（前年同期比23.5%増）となり、営業損失は237,542千円（前事業年度は営業利益16,567千円）、経常損失は237,404千円（前事業年度は経常損失1,354千円）となりました。

また、直近の業績動向を踏まえて、当社保有の固定資産（本社設備、ソフトウェア等）の減損損失を計上したほか、繰延税金資産を取崩したことにより、当期純損失は353,093千円（前事業年度は当期純損失11,303千円）となりました。

なお、当社は、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は44,123千円となりました。このうち、主要なものは、オンコロジープラットフォームの開発によるソフトウェアの取得であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「Empower the Patients」を事業ミッションに掲げ、PHRプラットフォームサービスを提供しております。経営安定化及び業容拡大を図っていくうえで、以下の課題に積極的に取り組む方針であります。文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

① サービス強化

患者及び医療者が治療プロセスの中で、より良いサービスを使用して頂くために、当社は、患者及び医療者のニーズに基づき、機能改修、UX※/UI※の改修、データ連携計測機器の追加、及び検査値等各種医療データとの連携を絶えずに、強化していきたいと考えております。

※ 「UX」とは、ユーザーエクスペリエンス (User Experience) の略で、「ユーザーが製品・サービスを通じて得られる体験」を指します。

※ 「UI」とは、ユーザーインターフェイス (User Interface) の略で、「ユーザーの目に触れる部分又は使用する部分」を指します。

② サービス普及

当社の提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、ユーザー（医療者及び患者）にとって魅力あるサービスを継続的に提供することに加え、各サービスの知名度や当社のコーポレートブランド価値、顧客ベースを持つ企業との連携などによるサービス普及が不可欠であると考えております。そのために各主要学会でのクリニカル・エビデンスの発表、広報、広告宣伝、事業提携の推進などを通じてサービス普及活動に積極的に取り組んでまいります。

③ データの適正な取り扱い

当社が提供する患者向けPHRプラットフォームサービスにおいては、患者の様々なPROデータが蓄積されておりますが、要配慮情報を含む医療情報であるため、事業推進に当たっては適正な利用を図る必要があります。

疾患ソリューションサービスにおいては、患者のPROデータは、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のため当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しております。製薬企業向けには、共同開発した対象サービスの利用患者数等の統計情報をマーケティング目的で提供しており、同意を得ない各患者個別データ（個人情報含む）については提供していません。

Welbyマイカルテサービスにおいては、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のために当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しているほか、自治体・一般企業向けには生活習慣病重症化予防の効果検証としての利用患者数、記録データ（血圧、体重の平均値等）の統計情報の提供をしています。学術利用目的のために学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供する際には、患者の個別同意を取得した上で実施しています。

学術利用目的に限定した臨床研究専用のPHRプラットフォームサービスにおいては、患者の個別同意を取得した上で、患者PROデータを学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供しております。

上記のように要配慮情報含む個人情報の適正利用を担保することにより患者及び医療従事者からの信頼を維持すると同時に、情報セキュリティの観点から安心してプラットフォームを活用いただけるよう、個人情報保護法、「3省2ガイドライン※」、アメリカの「HIPAA法※」(Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996)等により求められるデータセキュリティ課題にも引き続き対応してまいります。

※ 「3省2ガイドライン」とは、医療機関や医療情報を取り扱う情報処理事業者等が準拠すべき総務省、厚生労働省、経済産業省各省が策定したガイドラインの総称を指します。

※ 「HIPAA法」とは、アメリカにおける医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律。医療情報の電子化の推進とそれに関係するプライバシー保護やセキュリティ確保について定めた法律を指します。

④ 優秀な人材の確保及び育成

当社の業容拡大のためには、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。社内外を問わず人材リソースの確保のため、採用チャンネルの多様化、エージェント企業との協力関係の構築などを積極的に進める方針であります。人材育成については、各人の担当業務に関するOJTを実施し、且つ各種研修機会の提供を通じて自己の成長を推進するとともに、リーダー層においてはマネジメントスキル向上のための施策を講じてまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社が持続的成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理の徹底とともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

⑥ 新型コロナウイルスの感染拡大について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う医療領域のDX(デジタルトランスフォーメーション)化の流れがPHRの活用に追い風になるなど現在商談進行中のプロジェクトは前期比で拡大しておりますが、意思決定の遅延などにより受注のリードタイムが長期化する傾向があります。新型コロナウイルス

ス感染拡大が社会経済環境及び主要な顧客である製薬会社等の業績や意思決定に与える影響など現時点で不確定要素が極めて大きく、現時点で先行きが不透明な部分もあり、継続して注視して参ります。

なお、当社では、従業員及び家族の健康と安全の確保を第一に考え、テレワークの推奨、オンラインツールを活用した打合せの推進及び時差出勤の推奨等、感染リスク低減のための措置を実施しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 第7期	2018年度 第8期	2019年度 第9期	2020年度 (当期) 第10期
売 上 高	474,753 千円	808,005 千円	798,516 千円	864,644 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△76,092 千円	153,959 千円	△1,354 千円	△237,404 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△76,963 千円	176,566 千円	△11,303 千円	△353,093 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)				
普 通 株 式	△16.41 円	23.80 円	△1.47 円	△45.18 円
A 種 優 先 株 式	27.25 円	— 円	— 円	— 円
総 資 産	1,227,179 千円	1,406,481 千円	1,829,182 千円	1,520,139 千円
純 資 産	1,066,763 千円	1,243,330 千円	1,668,327 千円	1,357,539 千円
1株当たり純資産額				
普 通 株 式	115.37 円	167.56 円	214.31 円	173.32 円
A 種 優 先 株 式	416.39 円	— 円	— 円	— 円

- (注) 1. 当社は、2018年3月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 当社は、2019年10月4日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。
3. 1株当たり純資産額については、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しております。
4. 2018年12月17日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2018年12月20日付で当該A種優先株式を消却しております。なお、当社は、2018年12月28日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

事業	事業内容
PHRプラットフォームサービス事業	・疾患ソリューションサービス ・Welbyマイカルテサービス

(8) 主要な営業所（2020年12月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号

(9) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45 名	+ 2 名	38.2 歳	1.6 年

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	22,630 千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,832,770株(自己株式30株を除く。)
(3) 株 主 数 2,379名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
比木 武	3,264,000 株	41.67 %
株式会社デジタルガレージ	1,480,000	18.89
株式会社ブライトリンクパートナーズ	449,300	5.74
日本郵政キャピタル株式会社	440,000	5.62
姜 琪鎬	242,100	3.09
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	168,400	2.15
株式会社ワン	120,000	1.53
サンエイトOK組合	100,000	1.28
株式会社キョーエン	86,700	1.11
株式会社スズケン	77,900	0.99

(注) 持株比率は自己株式 (30株) を控除して算定しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額	行使価額	行使期間
第1回新株予約権 (2014年12月17日)	2個	普通株式 8,000株	無償	150円	2016年12月18日 ～2024年12月17日
第2回新株予約権 (2017年2月27日)	26個	普通株式 104,000株	無償	342円	2019年2月28日 ～2027年2月21日
第3回新株予約権 (2018年4月16日)	45個	普通株式 180,000株	無償	1,150円	2020年4月17日 ～2028年3月29日
第4回新株予約権 (2018年8月20日)	4個	普通株式 16,000株	無償	1,150円	2020年8月21日 ～2028年3月29日
第5回新株予約権 (2020年4月20日)	240個	普通株式 24,000株	無償	1,592円	2022年4月22日 ～2030年4月21日

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	第2回新株予約権	12個	48,000株	2名
	第3回新株予約権	16個	64,000株	2名
	第5回新株予約権	160個	16,000株	1名
取締役 (監査等委員)	第1回新株予約権	2個	8,000株	1名
	第2回新株予約権	8個	32,000株	2名
	第3回新株予約権	10個	40,000株	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名 称		第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年4月20日
新 株 予 約 権 の 数		370個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 53,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 159,200円 (1株当たり 1,592円)
権 利 行 使 期 間		2022年4月22日から2030年4月21日まで
行 使 の 条 件		(注)
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 370個 目的となる株式数 37,000株 交付者数 5名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- i 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は使用人が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ii 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。
- iii 本新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - ① 割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - ② 割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - ③ 割当日の3年後の応当日から割当日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- iv 新株予約権の買入れその他一切の処分は認められないものとする。
- v 本新株予約権者は、以下の①乃至④に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - ① 本新株予約権者が当社の使用人である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - ② 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - ③ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - ④ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - ⑤ 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ⑥ 当社又は関連会社の社会的信用を害する行為その他当社又は関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	比 木 武	
取締役	神 谷 学	CFO
取締役	長 島 伸 光	
取締役 (常勤監査等委員)	石 橋 太 郎	オフィス・ティー・アンド・エム合同会社 代表社員
取締役 (監 査 等 委 員)	中 島 正 和	株式会社ブライトリックパートナーズ 代表取締役 ネクスジェン株式会社 代表取締役 株式会社総医研ホールディングス 社外取締役
取締役 (監 査 等 委 員)	松 本 直 也	東陽監査法人 社員 松本直也公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役神谷学氏は、2020年3月26日開催の第9回定時株主総会において、新たに選任され、就任しております。
2. 取締役（監査等委員）石橋太郎氏及び松本直也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、取締役（監査等委員）松本直也氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）松本直也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石橋太郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社と社外役員の重要な兼職先との関係は、後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載しております。
6. 取締役（監査等委員）森下満成氏は、2020年3月26日付けで、任期満了により退任いたしました。
7. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	職 名
執行役員	高 田 繁 治	マーケティング統括部長
執行役員	五百川 彰 仁	疾患ソリューション事業部 事業長
執行役員	浅 川 慶 洋	プロダクト開発部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役 (監査等委員を除く)	3名	43,350千円
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	15,900千円 (13,050千円)
合 計	7名 (3名)	59,250千円 (13,050千円)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 上記報酬等の額には、2020年4月20日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役1名に付与した新株予約権15,280千円(報酬等としての額)を含んでおりません。
 3. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。
 4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	石橋 太郎	オフィス・ティー・アンド・エム 合同会社 代表社員	特別の関係はありません。
取締役	松本 直也	東陽監査法人 社員 松本直也公認会計士事務所 代表	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	石橋 太郎	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、製菓業界において長年にわたり活躍し、当社事業と関連の高い分野における専門的かつ幅広い知識と経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、助言・提言を行っております。
取締役	松本 直也	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,100千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額	21,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年8月31日の取締役会にて「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行っております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。
 - ・会社規程集を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態を確保する。
 - ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - ・内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ・個人情報適正管理規程及び関連マニュアル等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定・運用するとともに使用人等への教育を行う。
 - ・各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的にと取締役会に報告する。
 - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、適切な体制を整備する。不測の事態発生時は迅速かつ適切な対応により、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じた随時開催をする。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- ・取締役及び執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- e. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
 - ・監査等委員会の業務は内部監査担当が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として原則1名以上配する。
 - ・内部監査担当は、内部監査規程に基づき監査計画を立案及び実施し、監査等委員と密な連携を保つとともに定期的な報告を行う。また、監査等委員の指示に基づき必要に応じて特定事項の調査を行うことができる。
 - ・当該補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は監査等委員会の指揮命令下で業務を行うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けない。
 - ・当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得て行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの独立性を確保するものとする。
- f. 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ・重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査等委員に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な取り扱いを受けないことを明示的に定める。
- g. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員は、内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設けるなど連携を深め、実効性のある監査を実施できる体制を確保する。
 - ・監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士または公認会計士その他の専門家の助言を得て、法令順守を徹底する。
 - ・監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握するため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとする。

- ・ 監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

h. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、不当要求等は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、警察等関連機関とも連携し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整える。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は22回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席し、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役2名を含めた取締役6名で構成されておりますが、事前に資料を共有し、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

② リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

③ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、管理部長が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、代表取締役の指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認いたします。

内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監

査に必要な情報の共有化を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,461,593</b> | <b>流動負債</b>     | <b>147,110</b>   |
| 現金及び預金          | 1,098,361        | 買掛金             | 91,877           |
| 売掛金             | 335,798          | 1年内返済予定長期借入金    | 7,140            |
| 仕掛品             | 14,329           | 未払金             | 24,363           |
| 前払費用            | 9,053            | 未払費用            | 5,343            |
| その他             | 4,050            | 未払法人税等          | 5,203            |
| <b>固定資産</b>     | <b>58,546</b>    | 預り金             | 5,251            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>0</b>         | 前受収益            | 7,931            |
| 建物              | 0                | <b>固定負債</b>     | <b>15,490</b>    |
| 工具、器具及び備品       | 0                | 長期借入金           | 15,490           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>58,546</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>162,600</b>   |
| 関係会社株式          | 7,755            | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 差入保証金           | 50,791           | <b>株主資本</b>     | <b>1,342,369</b> |
|                 |                  | 資本金             | 916,650          |
|                 |                  | 資本剰余金           | 913,250          |
|                 |                  | 資本準備金           | 913,250          |
|                 |                  | <b>利益剰余金</b>    | <b>△487,466</b>  |
|                 |                  | その他利益剰余金        | △487,466         |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | △487,466         |
|                 |                  | 自己株式            | △63              |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>15,169</b>    |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,357,539</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,520,139</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,520,139</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |          |
|-----------------------|--------|----------|
| 売 上 高                 |        | 864,644  |
| 売 上 原 価               |        | 358,349  |
| 売 上 総 利 益             |        | 506,295  |
| 販売費及び一般管理費            |        | 743,837  |
| 営 業 損 失 (△)           |        | △237,542 |
| 営 業 外 収 益             |        |          |
| 受 取 利 息               | 14     |          |
| 講 演 料 等 収 入           | 228    |          |
| そ の 他                 | 11     | 254      |
| 営 業 外 費 用             |        |          |
| 支 払 利 息               | 116    | 116      |
| 経 常 損 失 (△)           |        | △237,404 |
| 特 別 損 失               |        |          |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 196    |          |
| 減 損 損 失               | 86,944 |          |
| そ の 他                 | 7,275  | 94,415   |
| 税引前当期純損失 (△)          |        | △331,820 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,080  |          |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 19,193 | 21,273   |
| 当 期 純 損 失 (△)         |        | △353,093 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |         |             |              |             |
|--------------------------|---------|---------|-------------|--------------|-------------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金        |             |
|                          |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
|                          |         |         |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |
| 当期首残高                    | 903,050 | 899,650 | 899,650     | △134,372     | △134,372    |
| 当期変動額                    |         |         |             |              |             |
| 新株の発行                    | 13,600  | 13,600  | 13,600      |              |             |
| 当期純損失 (△)                |         |         |             | △353,093     | △353,093    |
| 自己株式の取得                  |         |         |             |              |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |         |             |              |             |
| 当期変動額合計                  | 13,600  | 13,600  | 13,600      | △353,093     | △353,093    |
| 当期末残高                    | 916,650 | 913,250 | 913,250     | △487,466     | △487,466    |

|                          | 株主資本 |            | 新株予約権  | 純資産合計     |
|--------------------------|------|------------|--------|-----------|
|                          | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |        |           |
| 当期首残高                    | —    | 1,668,327  | —      | 1,668,327 |
| 当期変動額                    |      |            |        |           |
| 新株の発行                    |      | 27,200     |        | 27,200    |
| 当期純損失 (△)                |      | △353,093   |        | △353,093  |
| 自己株式の取得                  | △63  | △63        |        | △63       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |      | —          | 15,169 | 15,169    |
| 当期変動額合計                  | △63  | △325,957   | 15,169 | △310,788  |
| 当期末残高                    | △63  | 1,342,369  | 15,169 | 1,357,539 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

株式会社We l b y  
取締役会 御 中**EY新日本有限責任監査法人**

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋幸毅 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 滑川雅臣 印  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社We l b yの2020年1月1日から2020年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月22日

株式会社Welby 監査等委員会

|           |      |   |
|-----------|------|---|
| 監査等委員（常勤） | 石橋太郎 | ㊞ |
| 監査等委員     | 中島正和 | ㊞ |
| 監査等委員     | 松本直也 | ㊞ |

(注) 監査等委員石橋太郎及び松本直也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1                                                                                                                                      | 比木 武<br>(1973年8月19日生)         | 1996年4月 住友商事株式会社 入社<br>2007年9月 楽天株式会社 入社<br>2009年1月 株式会社メドピア 入社 取締役<br>COO<br>2011年9月 当社設立 代表取締役就任(現任)                                                                         | 3,264,000<br>株      |
| <取締役候補者とした理由><br>比木武氏は、当社の創業者であり、様々な事業の立ち上げを経験しているほか、幅広い人脈を有しております。また長年培った豊富な事業経験や知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。                    |                               |                                                                                                                                                                                |                     |
| 2                                                                                                                                      | 【新任】<br>山本 武<br>(1968年7月12日生) | 1991年4月 株式会社CSK 入社<br>1994年11月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社<br>(現 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社) 入社<br>2005年10月 メディデータ・ソリューションズ株式会社 日本法人 入社<br>2008年4月 メディデータ・ソリューションズ株式会社 日本法人 代表取締役就任<br>(2021年2月退任) | —                   |
| <取締役候補者とした理由><br>山本武氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたるライフサイエンス分野での経験と見識を有しており、専門知識・ノウハウや豊富な人脈により、当社の企業価値のさらなる向上に寄与することができるかと判断し、同氏を新任取締役候補者としていたしました。 |                               |                                                                                                                                                                                |                     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 比木武氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。  
3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。  
なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

## 第2号議案 ストックオプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を取締役に委任する件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役（監査等委員であるものを除く。以下同じ。）に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権を引き受ける者を募集すること及び新株予約権の募集事項を決定することを、当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものでございます。

当社取締役に割り当てる新株予約権については、取締役に対する金銭でない報酬に該当し、かつその額も確定していないため、ストックオプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正な価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。かかる新株予約権1個当たりの公正な価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたしますが、かかる算定方法につきましても合わせてご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役の報酬額は、2016年8月31日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内とする旨のご承認をいただいておりますが、本件により割り当てる新株予約権は、当該報酬とは別枠でご承認をお願いするものであります。

本件の新株予約権は、当社取締役について、当社の成長に必要な人材を維持・獲得し、且つ、当社への経営参加意識と業績向上への貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとなること等を目的として発行し、当社取締役の職位、当社業績に対する貢献度などを基準として割り当てるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから、その内容は相当であると判断しております。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが意見はございませんでした。

また、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件」が原案どおり可決されますと、本議案の対象となる当社取締役の人数は2名となります。

### 1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役に対し、当社の成長に必要な人材を維持・獲得し、且つ、当社への経営参加意識と業績向上への貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとなるべきストックオプション制度を既に導入しておりますので、これを継続することとし、従来どおり、当社取締役に対する

報酬の一つとして金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てること  
としたいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる  
新株予約権の数の上限、金銭の払い込みの要否等

(1) 新株予約権の数の上限

1,200個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、  
100株とする。ただし、下記3.(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、  
同様の調整を行うものとする。)

(2) 新株予約権の金銭の払い込みの要否

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる  
新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数とその算定方法

当社普通株式120,000株を上限とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを  
含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付  
与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、こ  
れを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得な  
い事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行  
使により発行する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)  
に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価  
額は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の前日の東京証券取引  
所の終値と割当日の終値(いずれも、当日に取引が成立しない場合はそれに  
先立つ直近日の終値)のうち、いずれか高い方の価格とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式  
により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるもの  
とする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、決議日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式  
の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株  
主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株

式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当日の2年後の応当日の翌日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

#### (4) 新株予約権の行使の条件

- i 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ii 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。
- iii 本新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - ① 割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ② 割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
  - ③ 割当日の3年後の応当日から割当日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

- iv 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
  - v 本新株予約権者は、以下の①乃至⑤に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
    - ① 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
    - ② 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
    - ③ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
    - ④ 禁錮以上の刑に処せられた場合
    - ⑤ 当社または関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
  - vi その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
  - ii 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の取得事由及び条件
- 当社は、以下の事由が生じた未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。
- i 当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上、総称して「組織再編」という。）を行う場合で、当該組織再編に関する合併契約書が締結された場合又は株式交換契約書の承認の議案若しくは株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたとき
  - ii 本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
  - iii 本新株予約権者が当社の取締役たる地位を喪失した場合

- iv 本新株予約権者が権利行使する前に上記(4)の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。
- i 合併  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - ii 吸収分割  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
  - iii 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - iv 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - v 株式移転  
株式移転により設立する株式会社
- (9) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い  
新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- (10) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
ベルサール東京日本橋4階 Room C



## 交通機関のご案内

- 地下鉄 銀座線、東西線、浅草線 日本橋駅B6出口（駅直結）  
銀座線、半蔵門線 三越前駅B6出口より徒歩約3分
- J R 東京駅八重洲北口より徒歩約6分

※本総会専用の駐車場は用意がございませんので、ご来場にあたりましては公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、会場は昨年よりも座席の数を減らし間隔を空けた配置とさせていただきます。そのため、満席になった場合は、入場制限をさせていただきます可能性がございます。

※本年は皆様の健康状態にかかわらず、総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。